

定 款

社会福祉法人桜里音福祉会

社会福祉法人 桜里音福祉会 定款

第一章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援すること並びに自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行なう。

（1） 第二種社会福祉事業

- （イ） 幼保連携型認定こども園さらの設置経営
- （ロ） 地域子育て支援拠点事業の経営
- （ハ） 一時預かり事業の経営
- （ニ） 障害福祉サービス事業の経営
- （ホ） 地域活動支援センター事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人桜里音福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行なうため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして地域の障害者（児）、子育て世帯等を支援するために、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を 徳島県鳴門市撫養町南浜字蛭子前西92番地1 幼保連携型認定こども園さらに置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解認委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部役員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名が出席し、かつ、その1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対しての報酬は、無報酬とする。

2 評議員会に出席するにあたり必要な交通費のみ支給するものとする。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で決められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

一二二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び議長のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印することとする。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第一九条 理事及び幹事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるとき任期の満了又は辞任により退任した後も、選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対しての報酬は、無報酬とする。

2 役員会に出席するにあたり必要な交通費のみ支給するものとする。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の議決があつたものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 徳島県鳴門市撫養町南浜字蛭子前西92番地1所在の幼保連携型認定こども園さら園舎
 - ①鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィング葺平家建 園舎1棟 298.80m²
 - ②鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィング葺平家建 園舎1棟 135.78m²
 - ③鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィング葺平家建 園舎1棟 145.08m²
 - ④鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 作業場・倉庫1棟 90.00m²
 - ⑤鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 物置1棟 6.37m²
- (2) 徳島県鳴門市里浦町里浦字坂田432番地43所在の障害支援事業所
木造銅板ぶき平屋建 1棟 136.63m²
- (3) 徳島県鳴門市里浦町里浦字坂田432番地43所在の宅地 2200.10m²
- (4) 徳島県鳴門市里浦町里浦字坂田432番地266所在の宅地 455.00m²
- (5) 徳島県鳴門市里浦町里浦字坂田432番地265所在の宅地 30.84m²
- (6) 徳島県鳴門市里浦町里浦字坂田432番地46所在の山林 317.3m²
- (7) 徳島県鳴門市撫養町南浜字蛭子前西92番地1所在の宅地 2231.84m²

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、鳴門市長の承認を得なければならない。ただし、次の号に掲げる場合には、鳴門市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般的閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般的閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般的閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法人法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鳴門市長の認可（社会福祉法第四十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項にかかるものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鳴門市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人桜里音福社会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

| | | |
|-----|----|-----|
| 理事長 | 木内 | 正弘 |
| 理 事 | 柏口 | 理 |
| 〃 | 樋口 | 資行 |
| 〃 | 山本 | 市郎 |
| 〃 | 水井 | ふみよ |
| 〃 | 中野 | 美恵子 |
| 監 事 | 田中 | 伸廣 |
| 〃 | 瀬戸 | 省三 |

平成18年4月 1日より施行
平成19年9月30日一部改定
平成20年11月28日一部改定
平成23年12月 5日一部改定
平成24年11月10日一部改定
平成25年4月1日一部改定
平成29年4月1日改定
平成31年4月1日改定施行
令和3年6月19日一部改定施行

社会福祉法人桜里音福祉会定款細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人桜里音福祉会（以下「法人」という。）定款第27条の規定により、法人の管理運営及び業務の細則について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員

(評議員会の改選時期)

第2条 評議員の改選は、評議員の任期満了時に行わなければならない。

(評議員の選任候補者の選任をするときの事前確認資料)

第3条 評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を議決する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

(1) 就任承諾書

(2) 欠格事由の確認書

(3) 履歴書

(4) その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係に該当しないことを確認するために必要な資料

2 前項の資料は、個人情報に留意して保管しなければならない。

3 第1項の資料を徴した者のうち、評議員に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第4条 評議員は、やむを得ない事由により辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届けなければならない。

(欠員の補充)

第5条 評議員に欠員が生じた場合又は存在する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

(評議員名簿)

第6条 理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、事務所に備え置くものとする。

第3章 評議員会

(報告事項)

第7条 評議員会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

(1) 事業報告

(2) 監督官庁が実施した検査の結果

(3) その他、法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

第8条 評議員会の招集は、次の招集事項について理事会の承認を得た上、それらの招集事項を記載した書面により招集日の1週間前までに通知するものとする。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項（議題）

(3) 議案の概要

2 定時評議員会の招集にあっては、前項の通知に、計算書類及び事業報告並びに監査報告を添付するものとする。

3 第1項の規程にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

4 前項の規定により招集の通知を省略した場合は、評議員全員の同意があつたことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

（評議員会の運営）

第9条 評議員会に議長を置き、議長は出席した評議員の中からその都度互選するものとする。

2 評議員会の決議（特別決議を除く。）は、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。

3 評議員会は、必要があるときは、職員関係者の出席を求め、議案の内容について説明させることができる。

（議事録）

第10条 評議員会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 特別の利害関係を有する評議員の氏名

(4) 出席した評議員、理事又は監事の氏名又は名称

(5) 議長の氏名

(6) 議事録を作成した者の氏名

2 議長は、議事録の正確を期するため適當と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 作成した議事録は、次回の評議員会で各評議員に供覧するものとする。

4 議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、評議員会の日から10年間事務所に備え置くものとする。

（欠席者への報告）

第11条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

第4章 役員

（役員の改選）

第12条 役員の改選は、在任する理事及び幹事の任期満了前に行わなければならない。

2 評議員の選任候補者の提案は、理事会の議決により行うものとする。

3 前項の同意があつた旨は、決議を行つた理事会議事録に記録するものとする。

（役員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料）

第13条 評議員会に役員の選任候補者の提案を行う場合には、当該決議をする理事会の開催前に、選任候補者として予定している者からの資料を徴さなければならない。

(1) 就任承諾書

(2) 欠格事由の確認書

(3) 履歴書

(4) その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係に該当しないことを確認するために必要な資料

2 前項の資料は、個人情報に留意して保管しなければならない。

3 第1項の資料を徴した者のうち、役員に選任されない者があつた場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞退)

第14条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届けなければならない。

(欠員の補充)

第15条 理事又は監事に欠員が出た場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

(役員名簿)

第16条 理事長は、役員の選任後速やかに役員名簿を作成し、事務所に5年間据え置くものとする。

第5章 理事会

(法人の業務執行の決定)

第17条 理事会は、次に掲げる事項のほか法人の全ての業務執行を決定する。

- (1) 施設長の任免及び重要な人事
- (2) 基本財産の処分（取り壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定及び運用財産等の切り替え）及び担保提供
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 法人の解散及び解散後の財産の帰属者の選定
- (7) 合併
- (8) 定款の変更
- (9) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備に限る。）の処分
- (10) 新たな事業の経営又は受託
- (11) 社会福祉事業に関する許認可等申請
- (12) 金銭の借入
- (13) 借入金の償還計画の変更
- (14) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (15) 施設用財産（土地、建物及び重要な設備）に関する契約、その他主要な契約
- (16) 寄附金の募集
- (17) 社会福祉充実計画の策定
- (18) 評議員選任・解任委員会の運営、評議員候補者の推薦及び解任の提案
- (19) その他法人の業務に関する重要事項

(理事会の招集)

第18条 理事会の招集は、次の招集事項を記載した書面により招集日の1週間前までに各理事及び監事に通知するものとする。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 議題
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び感じ全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
 - 3 前項の規定により招集の通知を省略した場合は、理事及び監事全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

(理事会の運営)

第19条 理事会に議長を置き、議長は出席した理事の中からその都度互選するものとする。

2 理事会の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。

3 理事会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させ

ることができる。

(議事録)

第20条 理事会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 特別の利害関係を有する評議員の氏名
 - (4) 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第5号に規定する意見又は発言の概要
 - (5) 出席した理事及び監事の氏名
 - (6) 議長の氏名
 - (7) 議事録を作成した者の氏名
- 2 議長は、議事録の正確を期するため適當と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。
- 3 作成した議事録は、次回の理事会で各理事及び監事に供覧するものとする。
- 4 議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、理事会の日から10年間事務所に備え置くものとする。

(欠席者への報告)

第21条 理事長は、理事会に欠席した理事及び監事に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

第6章 決算・監査

(資料の作成)

第22条 理事長は、会計年度終了後1月以内に計算書類等、事業報告及びこれらの附属明細書類並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。

(監事の監査及び報告)

第23条 監事は、前条の資料を受領した日から4週間以内に監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び実施状況等について、隨時必要な時期に、監査を実施することができる。

(備え置き)

第24条 理事長が作成した資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間事務所に備え置くものとする。

第7章 事務の専決

(専決事項)

第25条 理事長が専決できる日常の業務は、次のとおりとする。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって、予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入

- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出、並びにこれらの処分。
ただし、法人に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 園児・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 寄附金の受け入れに関する決定。ただし法人運営に重大な影響があるものを除く。

2 理事長の専決事項及び金額は、下記のとおりとする。

| 事 案 | 金 額 |
|-----------------------|-----------------|
| 固定資産の購入及び売却又は廃棄に関すること | 50万円以上 250万円未満 |
| 請負契約又は委託契約に関すること | 100万円以上 500万円未満 |
| 受贈の承認・寄附に関すること | 10万円以上 |

3 理事長が専決することのできる事項については、その一部を業務執行理事又は施設長の先決事項とすることができます。

(専決の報告)

第26条 理事長、業務執行理事又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要と認められる事項については、理事長等の自己の職務の執行の状況の報告の中で理事会に報告しなければならない。

2 業務執行理事又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。

第8章 事務局

(事務局の構成)

第27条 法人に事務局を置き、事務局長及び事務員を配置することができる。

- 2 事務局長及び事務員は、職員の中から理事長が任命する。
- 3 事務局長は、事務局の分掌事務を掌理し、事務員は、事務を処理する。

(分掌事務)

第28条 事務局の分掌は次のとおりとする。

- (1) 理事会及び評議員に関すること
- (2) 諸規定の整備に関すること
- (3) 財産の取得、管理及び処分に関すること
- (4) 資金の計画、調達及び運用に関すること
- (5) 登記に関すること
- (6) 職員の人事に関すること
- (7) 事業計画及び予算に関すること
- (8) 事業報告及び決算に関すること
- (9) 会計に関すること
- (10) 現状の報告に関すること
- (11) 許認可等各種申請に関すること
- (12) 目的事業の進行管理に関すること
- (13) その他、理事長が指示した事項に関すること

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年9月30日一部改訂

平成20年11月28日一部改訂

平成23年12月 5日一部改定

平成29年4月1日改訂